

# 大阪市保健福祉センター等学生実習実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、各区保健福祉センター（以下「センター」という。）及び大阪市保健所等（以下「受入施設」という。）において、保健師、助産師、看護師、管理栄養士及び歯科衛生士等の養成施設の学生に対して行う実習（以下「実習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (実習の目的)

第2条 実習は、学生が市民に提供する各分野の保健サービスを通して、公衆衛生活動の実践を体験するとともに、地域住民への予防的アプローチや関係機関等との連携・協働を通して、医療と保健との連続性と連携の重要性を理解し、将来の活動の場である地域保健領域において実践・連携できる人材となるよう育成を図り、もって、公衆衛生の向上・地域保健対策の推進に寄与することを目的とする。

## (資格)

第3条 実習を受ける資格を有する者は、大阪市内に所在する次の各号に掲げる養成施設に在籍する学生及びその他健康局長が必要と認める養成施設に在籍する学生とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所
- (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する管理栄養士養成施設
- (3) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に規定する歯科衛生士養成学校又は歯科衛生士養成施設

## (申請)

第4条 実習を受けさせようとする養成施設の長は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書及び当該養成施設の実習要綱を健康局長に提出しなければならない。

- (1) 実習を受けさせようとする学生の人数、在学学部、学科及び学年等
- (2) 実習を希望する期間、人数等

## (実習受け入れの決定)

第5条 健康局長は、前条の申請があったときは、次の各号に定める事項を審査し、受け入れの可否を決定し、当該養成施設の長に通知する。

- (1) 申請書に記された期間等及び実習要項の内容等が本市で実施することが適当であると認められること
- (2) 実習の受け入れにより、本市職員の業務に支障が生じないこと

(3) その他、実習を受け入れ難い理由がないこと

(契約)

第6条 前条の規定により、実習の受け入れが決定された場合、大阪市と養成施設との間で、別紙契約様式により実習受け入れに関する契約を締結するものとする。

(経費の負担)

第7条 養成施設の長は、実習に要する経費を負担するものとする。

(実習に関する協力同意)

第8条 受入施設の長は、必要に応じ、受入施設内に実習の実施に関する掲示を行うなど、市民の協力を求めるものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実習の実施について必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。なお、この要綱の施行の際、現に旧様式で締結された契約についても有効とする。

## 契約様式（第6条関係）

### 大阪市保健福祉センター等学生実習に関する契約書

大阪市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、大阪市保健福祉センター等学生実習実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

#### （実習期間等）

第1条 甲は、乙に在籍する学生で、甲が実習の受け入れを認めるもの（以下「実習生」という。）について、次のとおり実習を実施する。

- (1) 実習実施施設
- (2) 実習実施期間
- (3) 実習日数
- (4) 実習生人数及び氏名 名（別紙名簿のとおり）

#### （実習実施に関する調整）

第2条 乙は、前条第1号の実習実施施設の長と、原則として実習開始日までに実習内容の詳細等について調整を行う。

#### （関係法令等の遵守義務）

第3条 乙は、大阪市保健福祉センター等学生実習実施要綱をはじめ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）等の関係法令（以下「条例」という。）を遵守するとともに、実習生についても遵守させなければならない。

- 2 乙は、本契約の履行に際して、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、乙及び実習生が入手した個人情報の管理にあたり、漏えい、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。
- 3 甲は、乙又は実習生が条例等に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を乙又は実習生に請求することができる。
- 4 甲乙双方は、実習の実施にあたって、市民をはじめとする甲の保有する個人情報等および実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等を適正に管理すること。
- 5 乙は実習生に対し、実習終了後も個人情報の保護を徹底するよう指導監督しなければならない。
- 6 乙は、実習の実施にあたって知り得た他人の秘密およびプライバシーについて適正に管理するとともに、実習生についても適正に管理させなければならない。

#### （誓約書）

第4条 乙は実習生に、実習に関する誓約書【別紙様式】（以下「誓約書」という。）に誓約させなければならない。

2 乙は、原則として実習開始日までに、実習生が提出する誓約書を取りまとめ、甲への提出を代行するものとする。

(経費の負担等)

第5条 乙は、実習生の受入料として、実習生1人につき1日あたり2,200円を負担することから、金 円を甲に支払う。

2 甲は、実習終了後、実習生の受入料について、納入通知書により乙に請求する。

3 乙は、甲から前項の請求を受けたときは、30日以内に支払わなければならない。

4 乙は、実習生の受入料のほか、実習中の見学等で民間施設を利用する場合、必要な実費を負担するものとする。

(実習の中止)

第6条 甲は、実習生が誓約書の内容に違反し、又は実習生として以下に示す事項に該当するようなふさわしくない行為があったと判断した場合は、当該実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

- (1) 許可なく実習以外の目的で本市の施設、物品等を使用すること。
- (2) 実習に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等の不正な行為。
- (3) 実習中実習に専念せず、正当な理由なく実習場所を離れること。
- (4) 本市の名誉や信用を損なう行為。
- (5) 実習中及び実習後において、実習上知り得た情報、市民等の機密を漏洩すること。
- (6) 酒気を帶びて実習に参加すること。
- (7) その他、実習実施施設の長が不適切と判断した行為。

(事故責任等)

第7条 甲の故意又は過失に起因する場合を除き、実習中の実習生の事故等については、乙又は実習生の責任により処理する。

2 乙は、実習中の事故等に備え、傷害保険に自ら加入するか又は実習生に加入させなければならない。

(損害賠償)

第8条 乙は、実習生が故意又は過失等により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、これに対し実習生と連帯して、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

(協議事項)

第9条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

【別紙様式】

## 誓 約 書

大阪市健康局長 様

私は、大阪市において、「大阪市保健福祉センター等学生実習実施要綱」に基づき実習するにあたり、次の事項について遵守することを誓約します。

### 記

- 1 実習期間中は、大阪市職員の指示に従い、実習に専念します。
- 2 大阪市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしません。
- 3 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）等の関係法令を遵守し、実習上知り得た情報を実習中及び実習後においても一切漏らしません。
- 4 大阪市又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任において賠償します。  
また実習中の事故に対しても、自己の責任において対応します。
- 5 基本的な感染予防を遵守します。

令和 年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_